

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和3年6月24日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和3年度南三陸町下水道事業地方公営企業法適用移行業務
- (2) 業務場所 南三陸町内
- (3) 履行期間 契約の翌日から令和4年2月28日まで
- (4) 業務概要 固定資産調査及び評価 一式
- (5) 支払条件 完成払とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 平成28年度以降に、国、地方公共団体が発注した同種業務（地方公営企業法適用移行業務）を元請けで受託し、完了した実績を有すること。
- (3) 管理技術者として同種業務の実務経験があり、かつ技術士（総合技術監理部門－上下水道部門－下水道）及び空間情報総括監理技術者の資格を有し本業務に配置できること。また、照査技術者として同種業務の実務経験があり、かつ技術士（上下水道部門－下水道）及び空間情報総括監理技術者の資格を有するものを本業務に配置できること。
- (4) データの漏洩、紛失又は改ざんの防止その他データの適正な管理のため、作業拠点において、「プライバシーマーク：JISQ15001」及び「情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001」を取得していること。また、アセットマネジメントに係る「ISO55001」を取得していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

令和3年6月24日（木）から令和3年7月1日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 交付場所

南三陸町上下水道事業所 下水道係

#### (2) 設計図書等の閲覧

##### ア 期間

令和3年6月24日（木）から令和3年7月12日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 場所

南三陸町上下水道事業所 下水道係

##### ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和3年7月8日（木）までに南三陸町上下水道事業所下水道係へ提出すること。

##### エ 回答

令和3年7月12日（月）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

##### オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

#### (3) 入札執行の日時及び場所

##### ア 日時

令和3年7月16日（金）午前10時30分

##### イ 場所

南三陸町役場3階会議室

### 4 入札参加資格の承認申請

#### (1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（キについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

##### ア 制限付き一般競争入札参加申請書（様式－1）

##### イ 建設コンサルタント業登録業者であることを証明する書類の写し

##### ウ 同種業務の業務実績調書（様式－2）

##### エ 作業拠点において、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ていることを証明する書類の写し

- オ 配置予定の技術者に関する調書（様式－3）
- カ 管理技術者及び照査技術者の保有資格の写し
- キ 入札参加申請書の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

（2） 受付の期間及び場所

ア 期間

令和3年6月24日（木）から令和3年7月1日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町上下水道事業所

（3） 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

（4） 入札参加有資格者と認められなかつた者は、書面により、当該認められなかつた理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

- （1） 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- （2） 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する金額とすること。
- （3） 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- （1） 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかつた者は、失格とする。
- （2） この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行つた者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。
- （3） 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- （1） 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したもの落札者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

・南三陸町上下水道事業所（下水道係） 担当者 石田・及川

電話 0226-46-5600（直通）

FAX 0226-46-2624